

総務省

S O U M U S H O

皆さまの暮らし応援情報誌



MIC

Ministry of
Internal Affairs and
Communications

2月号

2019 February

Vol.218

[特集]

パーソナル データの 安全・安心な 活用に向けて

—「情報銀行」が果たす役割—

2月の花: オオイヌフグリ
花言葉は「信頼」
「清らか」など

地方のかがやき

江戸時代の往来を醸す

古い町並みが

初めて来たのにどこか懐かしい

豊かな自然と時間旅行を楽しめる町

鳥取県 | 智頭町



発行:総務省
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
(中央合同庁舎第2号館)
Tel. 03-5253-5111 (代表)

23	22	21	20	19	18	14	04
第13回日ASEAN情報通信大臣会合の開催	MIC NEWS 05 外国人来訪者や障害者などの安全な避難誘導のために	MIC NEWS 04 「統計の日(10月18日)」の標語、大募集!	MIC NEWS 03 地域おこし協力隊全国サミットを開催します	MIC NEWS 02 あなたのIoT機器、サイバー攻撃に狙われているかも	MIC NEWS 01 春のあんしんネット・新学期一斉行動	鳥取県 智頭町 地方のかがやき	特集 パーソナルデータの 安全・安心な活用に向けて —「情報銀行」が果たす役割—



今月の総務省 Monthly MIC

お役立ち ツール Useful tool

自分に合った暮らし探し「全国移住ナビ」



自分に合った暮らしができる場所へ移住したいけれど、どの自治体が良いか見当がつかない…。移住先で仕事や住まいを見つけるのが大変…。
そんなときは総務省が開設している「全国移住ナビ」がきっとお役に立ちます。
全国移住ナビは、国と全国の自治体とが共同で構築した、「移住」のポータルサイトです。ここでは、全国の自治体の特徴や、居住・就労・生活支援などに係る情報をワン

ストップで入手することができます。
また、地図や路線、観光情報や特産品など様々な切り口で自治体を検索することもでき、各自治体のPR動画や移住者の体験談をまとめた動画なども見ることができます。
このサイトが、皆さまの「自分に合った暮らし」の実現に向けてサポートしてくれます。ぜひご覧ください。

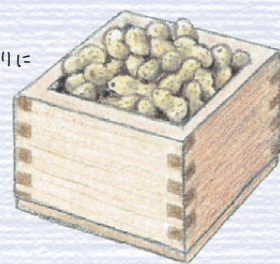
●全国移住ナビ <https://www.iju-navi.soumu.go.jp/ijunavi/>

今月のテーマ 節分の風習

立冬の前日、豆まきをして「鬼邪気」を払い、一年の無病息災を願う節分。
豆まきは、「鬼の目(魔目)まめ」を目にかけて豆を投げれば、魔が減る(魔滅)まめ」という語呂合わせから、節分の風習として浸透したと伝えられています。他にも、鬼を追い払うため、工夫を凝らした行事が各地で行われているようです。

なじみのものでもこんなに違う! 日本全国「特色」MAP

北海道、東北、信越地方では、大豆の代わりに殻付きの落花生をまくところも。雪の中でも見つけやすく、「掃除が簡単」というのがその理由なのだとか。



岐阜～鬼めぐり

下呂市乗政・竹原地区や中津川市の加子母地区では、節分の前日、家の玄関や戸口にイワシの頭とともにれを貼り、鬼を祓う。れには、鬼の顔と13個の点、一筆書きで記された星が描かれており、鬼が点の数を数えたり、一筆書きの星の書き出しを探したりしているうちに、夜が明けて鬼が逃げると伝えられている。



静岡～鬼おどし

節分の前日の夕方、静岡中西部では、ハナノキとピンカなど(いずれも植物)をつるした目籠(目の粗い籠)を竹ざおにつけ、家の軒先を立てかけて鬼を祓う。悪さをしようとした鬼が、目籠を「たくさんの目」と間違えて逃げ帰ると伝えられている。
※これに似た風習は、千葉、山梨、岐阜などでも見られる。



奈良～「福は内、鬼も内」

吉野町の金峯山寺で行われる節分会では、「福は内、鬼も内」の掛け声とともに、鬼と一緒に仲良く豆まきをする。昔、修験道の開祖である、役行者(えんのぎょうじや)が鬼を改心させて弟子にしたという故事に由来している。
※地名に「鬼」がつく地域や、名前に「鬼」がつく家でも、豆まきの掛け声を「福は内、鬼も内」とするところが多い。



長崎～もっとも爺(じい)

長崎市牟婁町では、節分の前夜、「もっとも爺」が「年男」「福娘」とともに各家を訪れる。年男が豆をまいて鬼を追い出し、福娘が福を呼び込み、顔中にドーランを塗った恐ろしい顔のもっとも爺が「もっとももっとも」と大声で叫びながら足を激しく踏み鳴らし、子どもを脅す。鬼は子どもの泣き声を嫌うという言い伝えから、泣けば泣くほど福が舞い込むとされている。



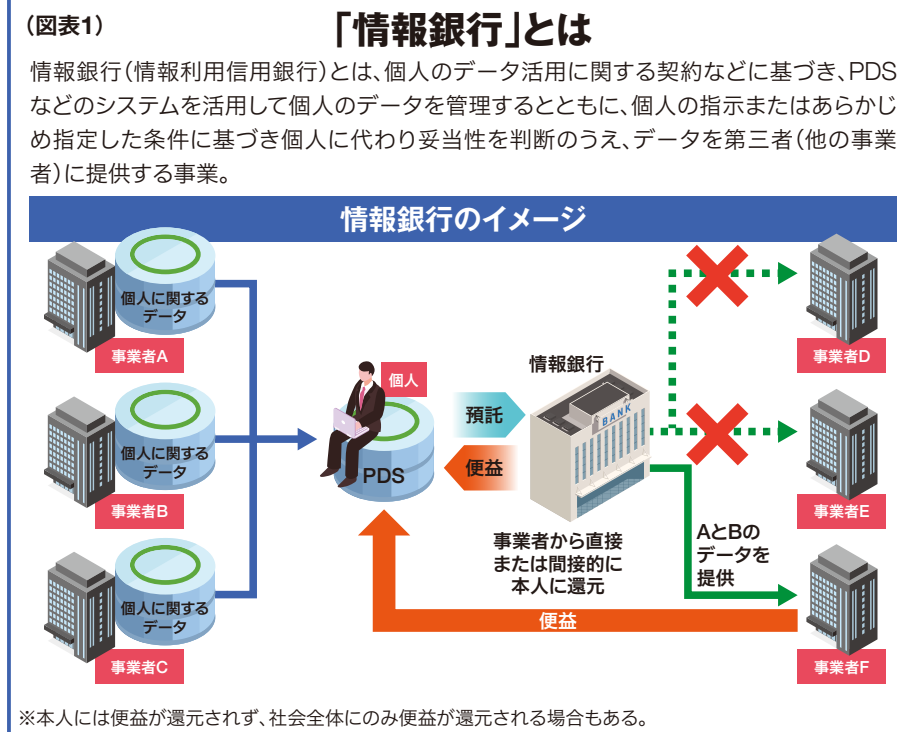
香川～鬼の豆もらい

さぬき市志度地区では、節分の当日、子どもたちが各自大きな袋を持って、地域の商店などを回り、「鬼の豆くさい」とお菓子をねだる。幼い頃の平賀源内が厄払いの豆まきを見て「子どもが鬼に代わって豆をもらえば、掃除もいらず、食べ物も粗末にならない」と提案したことに商家の人が感心して、毎年の行事になったという。

「情報銀行」に関する検討の経緯および関連動向

1 政府などにおける検討

日本のIT戦略の司令塔である内閣官房IT総合戦略室において、平成28年9月から開催された「データ流通環境整備検討会」の下の「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ」では、特に個人情報を含むパーソナルデータの流通・活用について検討が行われました。平成29年2月に取りまとめられた「中間とりまとめ」では、パーソナルデータの流通を実現させるために有効な仕組みの一つとして、個人の関与の下でデータの流通・活用を進める「情報銀行」が挙げられました。ここでは、「情報銀行」を「個人とのデータ活用に関する契約などに基づき、PDS（個人が自らのデータを蓄積・管理するためのシステムなどのシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示またはあらかじめ指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断のうえ、データを第三者（他の事業者）に提供する事業」と定義されています。（図表1）



「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめの概要」(内閣官房IT総合戦略室)より作成

このような検討以外の国内の関連動向として、平成28年12月に公布・施行された「官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第12条」に「個人に関する官民データを個人の関与の下で適正に活用すること」ができるようにするための基盤の整備が盛り込まれており、データの適正かつ効果的な活用の推進が求められています。

海外に目を向けると、欧州連合(EU)では、一般データ保護規則(GDPR)が本年5月に施行され、データ移行の権利に関する規定が創設されるなど、個人に係るデータの保護を強化しつつ、本人の意思を重視したデータ活用を実現しようとする流れが見られます。

政策部会の下での「データ取引市場等サブワーキンググループ」では、本人に代わって個人情報を管理・提供する情報銀行の機能を「情報信託機能」と定義し、この機能の提供に対するニーズが高まってくることから、その信頼性を確保するための社会的な仕組みが必要

要という意見が上がりました。さらに、現段階で、情報信託機能を担うビジネスを行っている事業者はなく、今後事実関係を更に積み上げていく必要があると考えられること、また、今後の発展が期待される市場については、当事者が実態に即したルールを形

成していくことが望ましいとの観点から、国による認定などの法制度整備ではなく、民間の団体などによるルールの下、任意の認定の仕組みが実施されることが望ましいという結論に至りました。

2 その他の関連動向



特集

パーソナルデータの安全・安心な活用に向けて

「情報銀行」が果たす役割

はじめに

皆さん、「情報銀行」という言葉をご存じでしょうか？情報銀行とは、簡単に言うと、個人のデータを適切に預かり、個人に代わってそのデータを適切に運用し、その運用によって個人に利益をもたらす、新たな仕組みのことです。

昨今のIoTなどの技術の発展により、様々なデータの蓄積などが可能となり、これらのデータを活用した新たなサービスの創出によって、国民生活の利便性の向上が期待されています。現在でも、個人が生活の中で各種サービスを利用する際、プロフィール、位置情報、購買履歴、検索履歴などのパーソナルデータが企業によって収集され、その一部は第三者に提供されています。しかし、この場合、個人情報保護法に基づき企業が消費者の同意を取得してはいますが、

実態として消費者本人の意識が十分ではないケースがあります。そのため、消費者側は、第三者提供に同意したと意識していない、何に使われているか十分に理解していない、第三者提供をやめさせる方法が分からないといった不安を抱えており、一方で企業側は、消費者が同意内容を正確に理解しているか不安、また風評リスク(レピュテーションリスク)からデータの利活用を進められないなどの問題を抱えています。こうした状況を踏まえ、消費者側・企業側の双方が安心できる形でパーソナルデータの流通、活用を進める仕組みとして、「情報銀行」に関する検討が進められてきました。

今回の特集では、「情報銀行」に係る総務省などの取組について、これまでの経緯や概要を解説します。

「情報銀行」の認定の仕組み

1 「情報信託機能の認定に係る指針 Ver.1.0」の策定

情報通信審議会における取りまとめを受けて、総務省および経済産業省は、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」（以下「検討会」という）を平成29年11月から昨年4月の間に6回開催し、「情報信託機能の認定に係る指針Ver.1.0」（以下「指針」という）を策定しました。

指針は、一定の水準を満たす事業者を認定し、社会的な信頼性を確保することを目的としているため、認定を必須とするものではなく、当該認定によって消費者が安心してサービスを利用するための判断基準を示すという観点から作成されています。この観点から、特にポイントとなるのは、消費者個人を起点としたデータの流通（コントロールできる機能の充実）、消費者からの信頼性確保の2点です。これらの主な論点について、検討会では以下のように取りまとめています。

（1）利用者がコントロールできる機能（図表2）

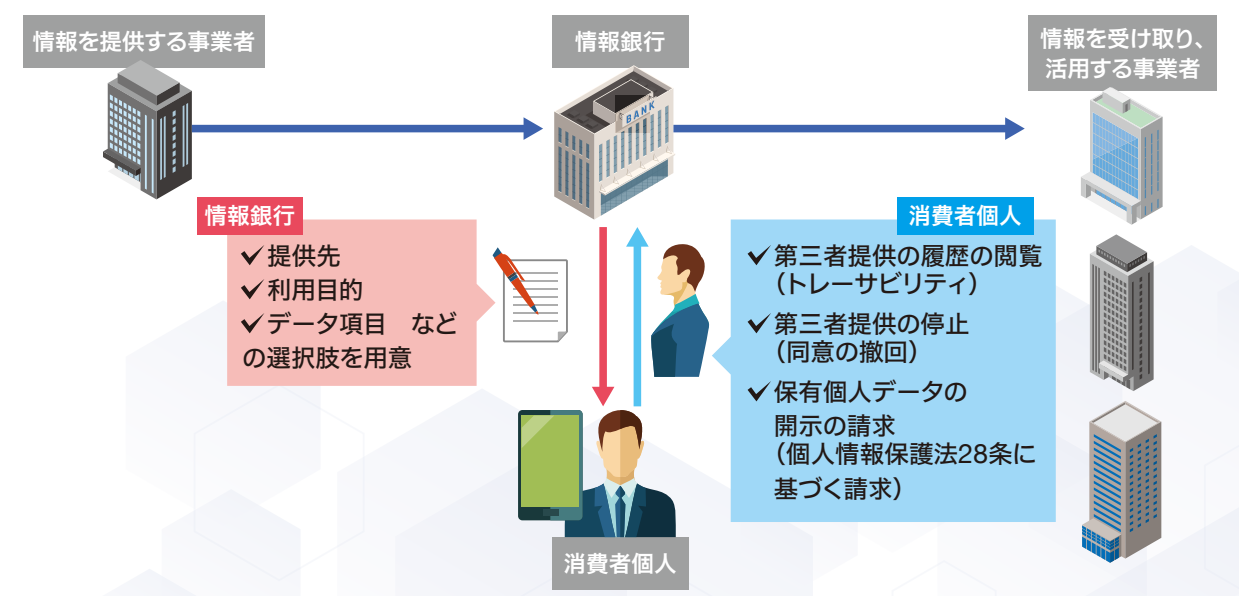
検討会においては、情報銀行の普及を促進する目的に照らし、個人情報に関する個人のコントロール（プライバシー（制御可能性）を確保することが重要である一方で、情報銀行が市場に登場し、競争する環境を整備することが重要であることから、コントロール（プライバシーとサービスの多様性のバランスを考慮し、認定基準を検討しました。指針においては、操作が容易なユーザインターフェイス（UI）方法、表示などの提供により、左記の機能を実現することが認定要件とされています。

1. 情報銀行は、個人情報の提供先、利用目的、データ範囲について、個人が選択できる選択肢を提供すること
2. 個人が、個人情報の第三者提供の履歴を閲覧できること（トレーサビリティ）
3. 個人が、情報銀行に委任した個人情報の第三者提供および利用を停止させることができること（同意の撤回）
4. 個人は、情報銀行に委任した保有個人データの開示の請求（個人情報保護法第28条に基づく請求）を容易に行うことができること

（図表2）

利用者がコントロールできる機能

操作が容易なユーザインターフェイス(UI)の提供により、以下の機能を実現

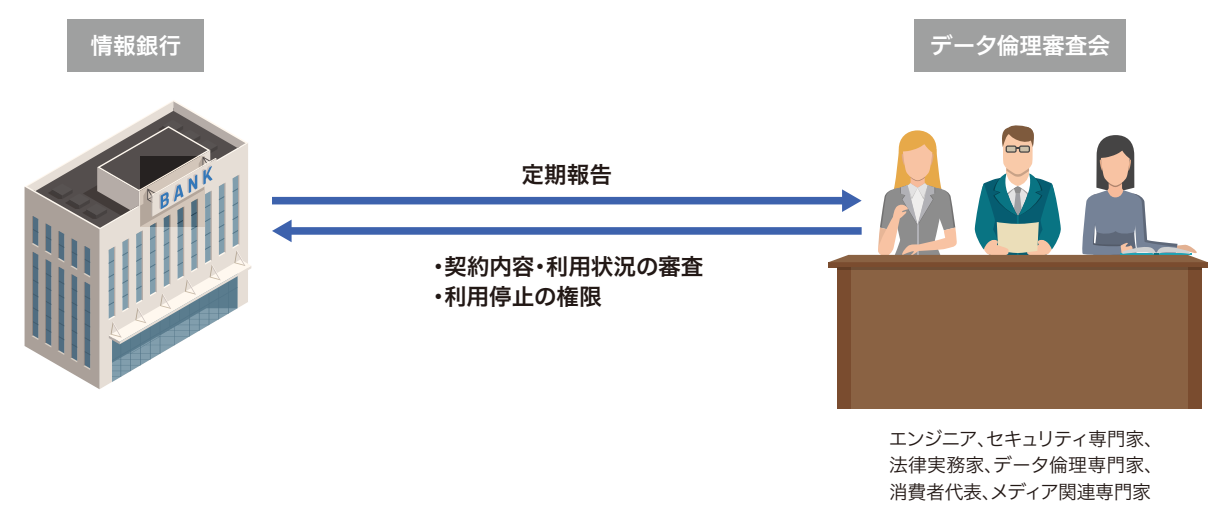


（2）消費者からの信頼性確保

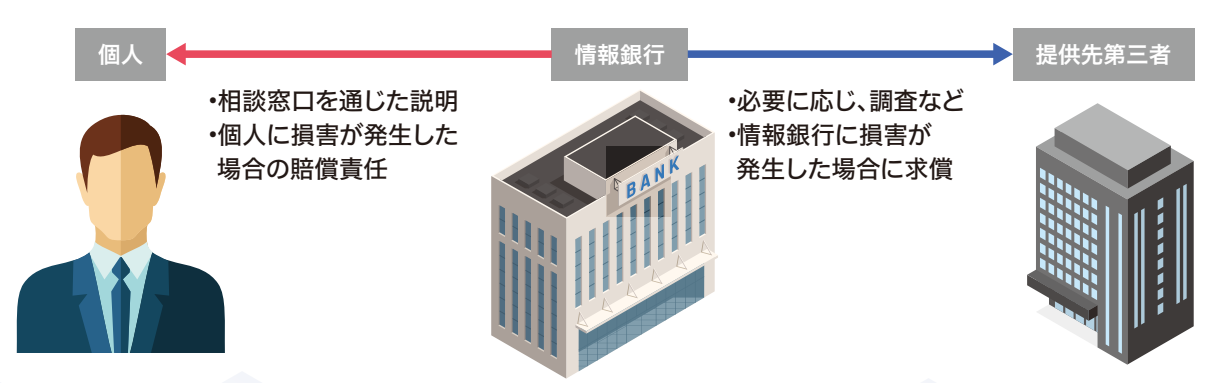
検討会では、情報銀行の信頼性を確保する観点から、消費者が安心して利用できるようにするための要件を定めました。主なものは左記のとおりです。

1. データ倫理審査会（仮称）の設置（図表3）
 - 各情報銀行に、社外委員を含め様々な観点から、データ利用に関してチェックする体制の整備（第三者提供先・利用目的・契約内容の適切性をチェック）
 - データ倫理審査会は、情報銀行から定期的に報告を受け、必要に応じて調査・報告を求める
 - 2. 個人情報の提供の制限
 - 個人が求めた場合、当該個人情報の第三者提供・利用を停止
 - 情報銀行が個人情報を提供した提供先第三者からの再提供は禁止
 - 3. 損害賠償責任など（図表4）
 - 個人との間で情報銀行が苦情相談窓口を設置し、一義的な説明責任を負う
 - 情報銀行が個人情報を提供した提供先第三者において情報漏えいなどの問題が生じた場合も含め、個人に損害が生じた場合には情報銀行が個人に対する賠償責任を負う

（図表3） データ倫理審査会（仮称）の設置（役割）



（図表4） 損害賠償責任など



2 「情報信託機能」の認定に係る指針Ver1.0の概要

指針は、(1)情報信託機能の認定基準、(2)情報信託機能のモデル約款の記載事項、(3)情報信託機能の認定スキームから構成されています。それぞれの概要は左記のとおりです。

(1) 情報信託機能の認定基準

情報銀行の認定基準は、指針に基づき認定を行う団体(以下「認定団体」という)が認定を行うための基準として、認定を受ける情報銀行が満たすべき要件を示しています。認定基準の構成および概要は次のとおりです。

1. 事業者の適格性

主に、①経営面の要件、②業務能力の観点から、業務の健全な遂行や、損害賠償請求が発生した場合の対応について適切に行うことができるような体制・能力をもつことを要件としています。

2. 情報セキュリティ基準

情報銀行は個人情報を取り扱うことを業務とするため、

3. ガバナンス体制

適切なセキュリティプライバシー体制が取られることが求められます。個人情報保護の体制や運用が適切であることを表すプライバシーマークや情報セキュリティのマネジメントが適切であると財団法人日本情報処理開発協会が認める「SMS認証」を取得していることを基本とし、必要なガイドラインなどを遵守することなどが要件とされています。

4. 事業内容

情報銀行は、個人に代わって個人情報を取り扱うことから、主に個人情報保護法を遵守した適切な同意取得と、個人のコントロールABILITYを高めるための機能提供、損害賠償責任について要件を設けています。

(2) 情報信託機能のモデル約款の記載事項

指針においては、情報信託機能を提供する「情報銀行」のサービスについて、債権債務の内容や情報銀行の責任範囲を明確化するため、個人と情報銀行の間を委任関係に関する契約上の合意と整理することとしています。

この委任関係を、より個人のコントロールABILITYを確保した、消費者個人を起点とした

サービスの実現に資するものとするため、個人への便益や委任の内容などの具体的な条件を契約関係として整理する標準的な契約条項を、認定基準にも沿う形で「モデル約款の記載事項」として示しています。特に、委任関係の内容を契約などで分かりやすく整理し、個人情報保護法上の第三者提供においても有効な包括的同意(または個別同意)を取得できるよう整理することが重要となります。

このモデル約款は、主に「個人と情報銀行」情報銀行と情報提供元「情報銀行と情報提供先」の間で結ばれる契約を想定しています。

また、本「モデル約款」の記載事項に準ずるモデル約款を、各認定団体において作成することとし、そのモデル約款に記載すべき事項を指針に取りまとめました。

(3) 情報信託機能の認定スキーム (図表5)

指針では、認定団体が適切に認定を行うための認定スキームとして、以下について整理しています。

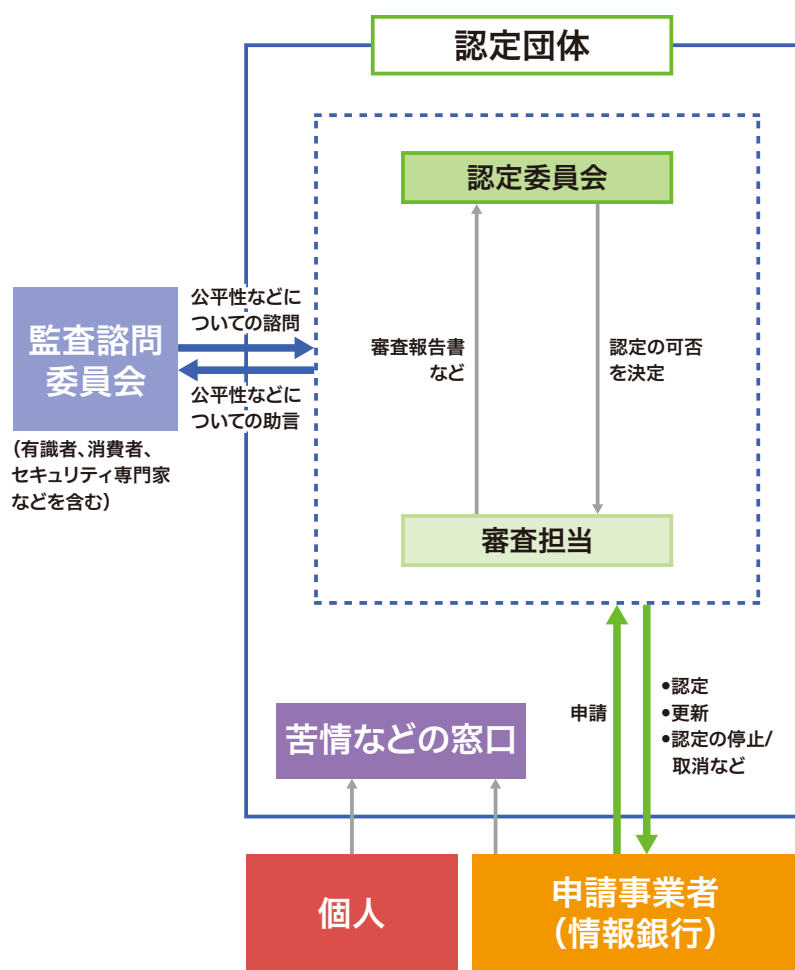
1. 認定団体の適格性
2. 認定する際の審査の手法
3. 認定証
4. 認定内容違反への対応
5. 認定団体と認定事業者との間の契約
6. 認定団体の運用体制



情報信託機能の認定スキーム

(図表5)

1. 認定団体の適格性
 - ・独立性、中立性、公平性の担保
2. 認定する際の審査の手法
 - ・認定は、事業者単位/事業単位
 - ・申請フォーマットに基づいた審査
 - ・認定料、更新手続の設定
3. 認定証
 - ・認定証の交付
 - ・認定事業者リストをHPなどで掲示
 - ・認定証の無断使用への対応
4. 認定内容違反への対応
 - ・一時停止、停止、認定の取り消しなど
 - ・監査諮問委員会に諮問
5. 認定団体と認定事業者との間の契約
 - ・認定基準の遵守、更新手続
 - ・認定基準違反時の対応
 - ・検査、報告徴収
6. 認定団体の運用体制(右図)



今後の情報銀行の普及に向けて

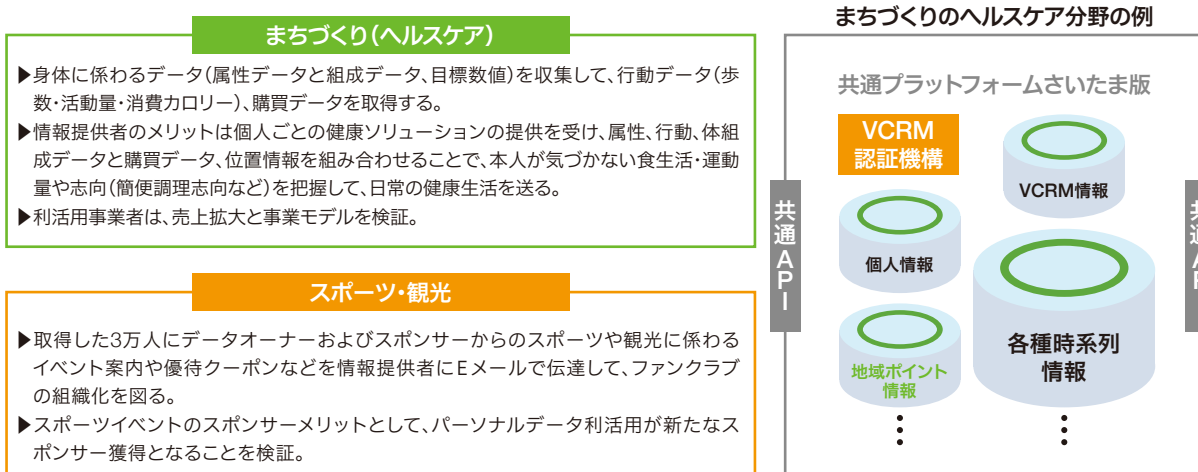
(参考)総務省で実施中の情報銀行に関する実証事業

現在、地方公共団体、民間企業、大学、NPO法人などからなるコンソーシアムが、特定の分野において、情報信託機能を核とする具体的なサービスなどを想定した事業を以下のとおり実施中です。

	代表社	事業名	主な実施地域	対象分野
1	一般社団法人 おもてなしICT協議会	まちづくり(ヘルスケア)分野と スポーツ・観光分野の情報信託機能 に基づくパーソナルデータ利活用	埼玉県さいたま市、 広島県	地域・ヘルスケア ・観光
2	株式会社日立製作所	個人のIoTデータなどを活用した ライフサポート事業	東京都他	IoT
3	株式会社JTB	情報信託機能を活用した次世代型 トラベルエージェントサービス	東京都台東区、 京都府京都市	観光
4	中部電力株式会社	地域型情報銀行(情報の地産地消に よる生活支援事業)	愛知県豊田市	地域・IoT
5	株式会社三井住友銀行	情報信託機能を用いた個人起点での 医療データ利活用実証事業	大阪府他	ヘルスケア

1 まちづくり(ヘルスケア)分野とスポーツ・観光分野の情報信託機能に基づくパーソナルデータ利活用

- (1) 情報信託機能のモデル事業構造の検証のために認定スキームの在り方に関する検討会での答申案に対応できる構造を用意する。「制度委員会」を設置して、セキュリティ基準、ガバナンス体制、契約、運用ルールなどを検討する。
- (2) パーソナルデータベースに「個人によるコントロールABILITY」としての「個人がどのサービスを選ぶか」と「個人がどのサービス事業者にデータが渡されているかを確認できる」の仕組みで運用管理する。



1 「情報信託機能」の認定 に係る指針 Ver1.0」 に基づく認定の開始

指針に基づき、一般社団法人日本IT団体連盟(以下「IT連」)が、情報銀行の認定を行うことを昨年9月12日に発表しました。IT連では新しく、情報銀行推進委員会を設置し、昨秋以降、情報銀行の認定事業や普及啓発活動を行っています。昨年10月19日には、認定に関心のある事業者などを対象に、IT連による認定事業や普及啓発活動についての説明会が行われ、2百社4百名以上が参加するなど大きな盛り上がりを見せました。そして、今年度末に情報銀行の第一号の認定を行うことを目標に昨年12月21日から認定申請受付を開始しました。

IT連は、IT産業に関わる日本最大級のIT団体の連合体であり(連、IT連が認定団体として今後認定を行うっていくことで、指針の趣旨にあるとおり、情報銀行の社会的な信頼性が高まり、情報銀行の普及が大きく進むこと

2 実証事業

総務省では、情報銀行の実証事業を通じてモデルケースの創出と、情報銀行の要件や関係者間に必要なルールなどの検証、課題の抽出などを行い、パーソナルデータの流通・活用の促進を図るため、今年度の新規の予算事業として「情報信託機能活用促進事業」を実施しています。今後実証を通じて、情報銀行のサービスの具体化などが進むことが期待されます。

また、指針を取りまとめた時点では情報銀行は存在していない中での検討であったため、実証事業における具体的なサービスを通じて指針の内容についても検証し、必要に応じて追加検討につなげることをしています。

3 指針の見直し

指針は、早期のサービス実証を見据えてVer1.0として取りまとめを行いました。今後、実証事業やその他の新たなサービスの展開、関連制度の運用状況などを踏まえ、継続して議論・見直しを行うことが求められます。キャッシュレス化の進展を受けてデータの利活用の進展が期待される金融分野などについては関係者からニーズが高いため、昨年9月から、検討会の下にワーキンググループを設置し、追加的な検討を開始しています。これに加え、IT連における認定事業の開始、民間企業における情報銀行の取組やGDPRの施行など国際状況の変化などの情報銀行に関する状況変化も踏まえ、今後、指針のVer2.0の見直しにつなげていくことを予定しています。

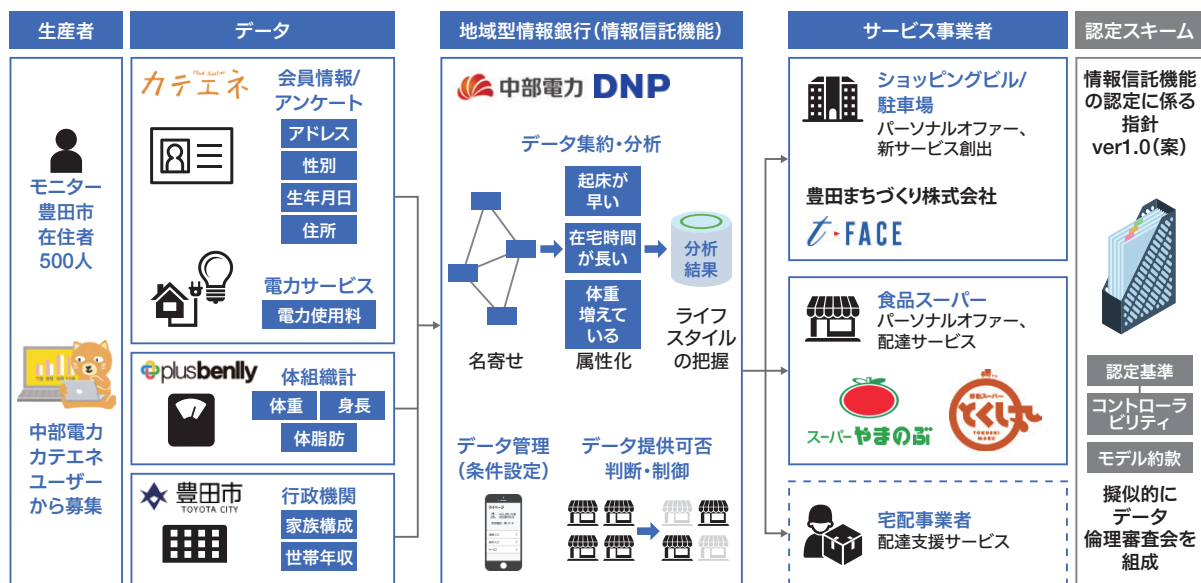
4 終わりに

今後、指針とIT連による認定事業により、情報銀行の信頼性が高まることや、実証事業を通じてサービスの具体化などにより、情報銀行の事業が多様な展開を見せ、情報銀行の普及により、より豊かな国民生活につながっていくことを期待しています。

今後の情報銀行の普及に向けて

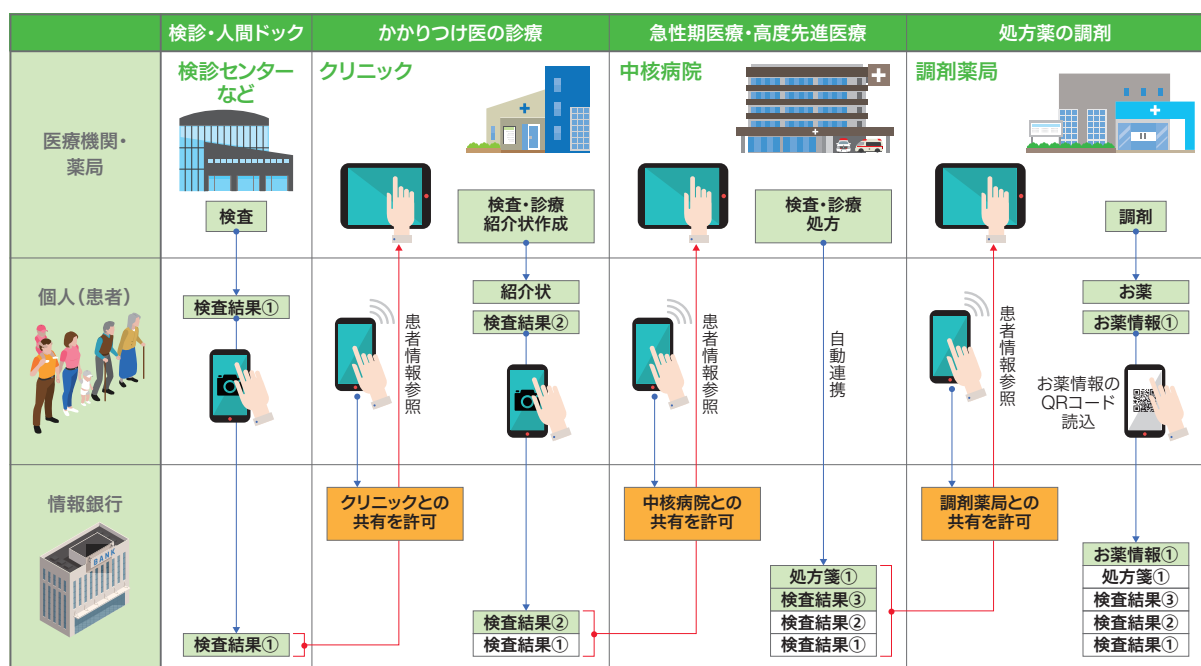
4 地域型情報銀行(情報の地産地消による生活支援事業)

生活者のパーソナルデータ(会員情報や行政データなど)および日常の生活データ(体重などの身体情報や家庭内の電力使用量などのセンサーデータ)を地域型情報銀行が集約・管理し安全・安心に地域内で流通させることで、地域サービスの効率化・高度化を実現し、生活者の日常生活の不便を解消すると共に地域内の消費活性を図る。



5 情報信託機能を用いた個人起点での医療データ利活用実証事業

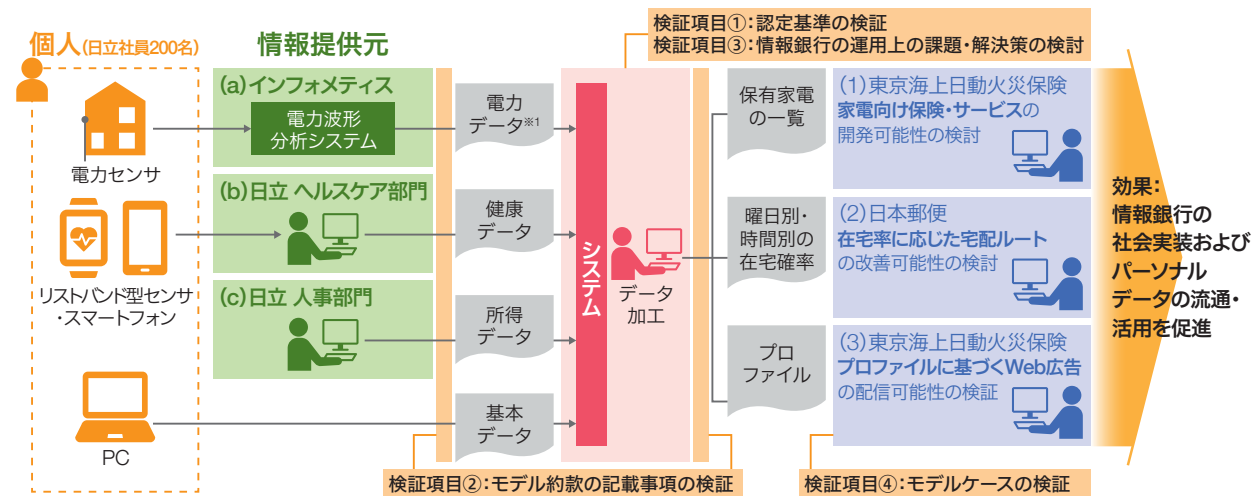
- 情報銀行が医療データを取り扱う際の、法務面・システム面・ユーザー面(利便性や意識)・ビジネスモデル面などの要件を整理
- 様々な医療機関などから提供される医療データを情報銀行(PDS)に蓄積し、個人の意思で、医師や薬剤師と共有
- 蓄積した個人の医療情報を、情報信託機能を用いて、データ利活用事業者に提供することで、個人に便益を提供するモデルの検討



2 個人のIoTデータなどを活用したライフサポート事業

日立製作所の社員200名を対象に、各家庭に設置する電力センサから得られる「電力データ」、個人が装着するリストバンド型センサから得られる「健康データ」、日立製作所が保有する「所得データ」、個人本人が入力する「基本データ」を活用し、以下のモデルケースにおけるデータ活用の有効性を検証する。

- ▶ 保有家電の特定に基づく、家電向け保険・サービス開発の可能性検証
- ▶ 個人の在宅率の把握に基づく、再配達削減につながる宅配ルート設計の可能性検証
- ▶ 生活プロフィールに基づく、個人の関心に合ったWeb広告配信の可能性検証



※1 家電ごとの電力使用状況の他、それに基づくライフパターンの分析結果も含む ※2 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)

3 情報信託機能を活用した次世代型トラベルエージェントサービス

- ▶ 旅行者のデータ活用判断支援・サービスマッチング・共通観光パスなどの機能を搭載した次世代型トラベルエージェントアプリの提供によって、スマートな旅行体験を実現し、サービス事業者へのデータ活用ダッシュボード機能の提供により、人口減少時代における観光サービスの効率化と旅行者との関係構築を支援する。
- ▶ 情報信託機能の認定指針を基にした契約約款の策定/評価プロセスを実施し、契約策定や認定に関する課題を検証する。





智頭町

ちずちゆう

江戸時代の往来を醸す
古い町並みが
初めて来たのに
どこか懐かしい
豊かな自然と
時間旅行を楽しめる町



毎年2月初旬に行われる「智頭宿雪まつり」。屋間は各種イベントなどでにぎわい、夕方からは至る所に雪灯籠が灯り、町全体がほのかな灯りに包まれて幻想的な景色となる。



町の花「どうだんつつじ」が満開となる5月中旬、「どうだんまつり」が行われる。どうだんつつじの展示即売会や「どうだん娘」を囲んだ撮影会などでにぎわう。



毎年、夏の終わりに開催される「来んさい!見んさい!踊りん祭!!」。地元のみならず、町外からの参加チームが共演し、町が熱気に包まれる。



毎年11月上旬に開催されるタイムスリップイベント「ちづ宿ハイカラ市」。町内外からレトロカーや大正口ロマンをほうふつとさせる着物姿の人々が集まり、町中がにぎわう。



江戸時代は豪商、明治時代以降は山林経営で栄えた「石谷家住宅」。約3,000坪の敷地に、美しい日本庭園と40の部屋、7つの土蔵をもつ歴史的建造物として国の重要文化財に指定されている。赤松の巨木を使った、屋根のはり組みは必見!



「智頭町に手仕事の特産品を」と願い、平成8年に町の女性たちが立ち上げた藍染め製品「ちづぶる」。藍を育てるところから全行程を手作業で行っている。藍染め体験もできる。

Chizu-cho



杉の精霊を祭る「杉神社」。御神体は、高さ12メートルの杉をかたどった白亜の塔。花粉症軽減祈願としても知られている。



かやぶき屋根、土壁の建造物など、日本の山村集落の原風景が今も息づく「板井原集落」。貴重な歴史的文化財として受け継がれている。



ホームの手すりや駅に続く坂道までもピンク色に彩られた「恋山形駅」には、縁結びや恋愛成就のご利益を求めて訪れる人も多い。



江戸時代初期に開拓された新田集落の棚田。開拓当時の石工の手による田んぼの石積みは、地元住民によって大切に保存されている。

鳥取県の南東部に位置し、岡山県との県境にある智頭町。町の9割以上を山林が占めており、寒暖の差が激しい気候と伝統的な育林技術により、良質な杉の産地として名高い場所です。「杉の町」とも呼ばれ、町内の民家の玄関に杉玉が飾られているのも特徴です。江戸時代には、参勤交代の道であった智頭往来(因幡街道)と備前街道が合流する地であったことから、この町は鳥取藩最大の宿場町「智頭

宿」として栄えました。現在でも、沿道には当時の面影をとどめる町家など古建築の建物や道しるべなどが数多く残されています。散策するとタイムスリップをしたかのような智頭往来は、文化庁選定「歴史の道百選」、歩いてみたい日本の百か所「遊歩百選」に選ばれています。また、近年では「森林セラピー」など、智頭町の豊かな自然を味わいに訪れる人も多

Profile

人口 | 7,081人(平成30年12月末日現在)
面積 | 224.7km²
URL | <http://www1.town.chizu.tottori.jp/>

鳥取県八頭郡に属する町。江戸時代は宿場町として栄え、大正3年に町制を施行。昭和10年に山形村、那岐村、土師村と合併し、さらに翌11年に富沢村、昭和29年に山郷村と合併し、現在に至る。町のキャッチフレーズは、「みどりの風が吹く、「疎開」のまち智頭」。



一人ひとりの人生に寄り添う町を目指して
智頭町は1千メートル級の中国山地に囲まれた、人口が約7千人の小さな町です。自然豊かで、日本の原風景のようなのどかな町ですが、若者からお年寄りまで、様々な世代の住民が積極的に町づくりに参加しており、躍動的に暮らしています。平成20年度に制度化した「智頭町百人委員会」で、住民は各々の考えや希望などを述べ、話し合い、課題解決のた

めの政策を行政に提案しています。そして、行政は必要な予算を措置して、その提案の実践に向けてサポートしています。町がもっと良くなるように各々力を尽くす住民と、町に暮らす一人ひとりの人生に寄り添うことを目指す町の職員、ともに町づくりに挑んでいます。



智頭町長 寺谷 誠一郎



被災したら、疎開先となる民家の人々が温かく迎えてくれる。



the most beautiful villages in japan

智頭町は平成22年に「日本で最も美しい村連合」に加盟。「疎開保険」は、被災した人に美しいこの町で心を癒やしてほしいという、町の願いから始まった。

01 被災したら迷わず智頭町へ！「疎開保険」を入り口にした地域間交流

智頭町疎開保険の内容 (表1)

募集対象	日本に在住の方
募集人員	先着1,000名
疎開受入条件	地震・噴火・津波などにより、災害救助法が適用された地域の加入者
疎開補助	智頭町内および近隣町村提携施設の宿泊場所・食事の確保・提供(1日3食、7日分)
加入料金	<ul style="list-style-type: none"> ●1人コース 10,000円/年 ●ファミリー2人コース 15,000円/年 ●ファミリー3~4人コース 20,000円/年
保険期間	加入日から1年間

智頭町では平成23年より、自然災害が起きた際に町が加入者に7日分の食事と快適な避難場所を提供する「智頭町疎開保険」の募集を行っています。この保険は、「災害を切り口にした地域間交流」を目的として、智頭町が独自に企画した取組です。加入料は年間1万円から2万円(表1参照)。幸いにも災害に遭わなかった加入者には、毎年秋頃に智頭町自慢のこだわりのお米や野菜、加工品など町の特産品が届くほか、「森林セラピー」をはじめとする智頭町での体験メニューの参加費用が半額になるなど、様々な特典があります。



年に1回、特典として米や野菜、加工品、酒、工芸品などの中から、保険加入者が希望するものが町から送られる。



疎開保険加入者証

今現在の加入件数は約80口(加入者数は160名)。この保険の適用を受けて町に疎開した加入者は未だいないため、疎開そのものによる地域間交流の進展は未知数です。しかしながら、自分たちが普段食べている、おいしい米や野菜を都会の人たちにも食べてもらいたい—そんな「おすそ分け」の気持ちをもって自家消費用に減農薬で栽培している米や野菜を加入者に送る町の住民と、それを受け取った加入者との間には、届いた食品の食べ方の問い合わせや説明、お礼の言葉を紹介して、温かな交流が生まれています。

02 智頭の山林を後世に伝える「自伐型林業研修」と「智頭の山人塾」

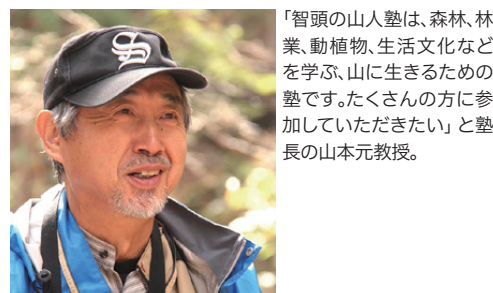


町内の山林で林業技術を教える「自伐型林業研修」の様子。参加費は無料。年間10日間ほど開催される。

歴史ある林業地として知られる智頭町では、町土の9割以上を占める山林を町の財産と捉え、この財産を良い状態に保ち、後世に残すため、林業従事者の確保に取り組んでいます。そのため、新たな担い手の確保と育成を目的としてNPO法人自伐型林業推進協議会が行う「自伐型林業研修」を平成28年度から支援しています。採算性と環境保全を両立する持続的な森林経営である

り、従来の林業に比べて低コストで異業種との兼業も可能な、取り組みやすい新たな林業のスタイルを指す「自伐型林業」。その名を冠するこの研修では、プロの林家育成のため、チェーンソーの使い方、伐木・造材・搬出や作業道開設などの林業技術を伝授。いわば、新たな林家の養成機関となっています。昨年度は10日間の研修に延べ196人が受講し、その中には研修後に智頭町へ移住し林業に従事した者もい

るほど、好評を博しました。また、この研修とは別に、町は、広く一般の者を対象として平成28年から「智頭の山人塾」を開催しています。この塾では、鳥取大学農学部元教授の山本福寿氏を塾長に迎えて、林業を学びたい人や里山で暮らしたいと考える人が森への理解を深めることができるよう、安全講習やまき割り、樹木の育て方、病害虫への対応の仕方などを教えています。毎回、定員20名を超える入塾希望者があり、昨年度は延べ250人ほどが参加しました。リピーターも多く、この塾を通して、智頭町のファンが増えていくようです。



「智頭の山人塾」は、森林、林業、動植物、生活文化などを学ぶ、山に生きるための塾です。たくさんの方に参加していただきたいと塾長の山本元教授。



「智頭の山人塾」は座学あり、森歩きあり、山仕事体験ありで、テーマが幅広い。参加費用は家庭500円。子どもから高齢者まで、参加者の年齢層も幅広い。

智頭町を知る 3つの question

- Q まりもに似た緑の玉は何? 智頭のシンボル、杉玉。民家の軒下につるされた杉玉は、「智頭町へようこそ」の印。観光客が「杉玉づくり」を体験できる工房もある。
- Q 智頭町の郷土料理は? 柿の葉ずし。酢でしめたマスのサンショウを効かせて握り、柿の葉にのせて頂く。この味を後世に伝えるべく、地元住民が料理教室を開くなど活動している。
- Q ポストに描いてある子は誰? もりりん。もりりんは「智頭町森林セラピー」のキャラクター。ホームページやスマホアプリをはじめ、グッズや弁当の包み紙など、いろいろなところに登場する。

あなたのIoT機器、サイバー攻撃に狙われているかも

～セキュリティ対策が必要なIoT機器の利用者に注意喚起を実施～

情報通信技術の進展に伴い、インターネットを通じてスマートフォンなどで操作できる家電などのIoT機器が普及しています。IoT機器は、私たちの生活の利便性を高めるものとして期待されていますが、その一方、サイバー攻撃の標的となる危険にさらされていることをご存じでしょうか？

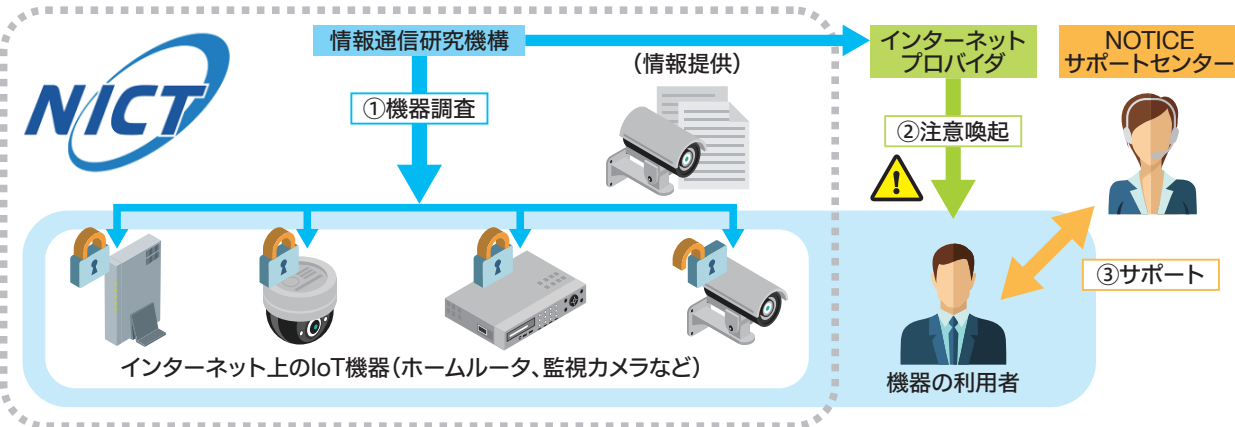
総務省では、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)、インターネットプロバイダ(電気通信事業者)と連携し、サイバー攻撃に利用されるおそれのあるIoT機器を減らすため、プロジェクト「NOTICE」を本年2月より開始します。

このプロジェクトの下、①一般に利用されているIoT機器を対象に、NICTがセキュリティ対策に係る調査を行います。その結果、②セキュリティ対策が必要であると判明した機器の利用者に対して、その利用者が契約しているインターネットプロバイダより注意喚起を行い、③総務省が設置する「NOTICEサポートセンター」が、お問い合わせに応じて、セキュリティ対策をご案内します。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※Internet of Things

プロジェクト「NOTICE」の概念図



Q

私のIoT機器のIDやパスワードの情報はどう扱われるの？

調査においてNICTが知り得た機器のIDやパスワードの情報は、NICTによる万全のセキュリティ対策の下に管理され、外部に提供されることはありません。

Q

注意喚起は、誰から、どのようにされるの？

注意喚起は、あなたが現在ご契約中のインターネットプロバイダから電子メールなどにより行われます。その注意喚起やNOTICEサポートセンターサイトでの説明に従い、適切なセキュリティ対策を行ってください。(ご不明の点はサポートセンターにお問い合わせください。)

Q

安心・安全にIoT機器を利用するためには？

サイバー攻撃に利用されたり、不正操作されるなどの被害を未然に防ぐためには、IoT機器利用者一人ひとりが①パスワードを複雑なものに変更するなど適切な設定を行う、②機器のファームウェアを常に最新のものに更新する、といった対策を行うことが重要です。

お問い合わせ先

(NOTICEサポートセンター)

Tel.0120-769-318 (固定電話専用。通話料無料)
※携帯電話の場合は、03-4346-3318(有料)におかけください。
<https://notice.go.jp>

※インターネットプロバイダからの注意喚起やNOTICEサポートセンターによるご案内では、費用の請求や、皆さまの設定しているパスワードを聞き出すことは絶対にありません。くれぐれもご注意ください。

インターネットの安心・安全な利用について学ぼう

春のあんしんネット・新学期一斉行動

総務省では、本年2月より、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、関係府省や事業者などと連携し、フィルタリングの利用推進や、青少年・保護者の方などの情報リテラシーの向上に向けた取組を集中的に実施しています。

例えば、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発のため、情報通信分野などの企業・団体と総務省・文部科学省が協力して、学校などに赴いて児童・生徒、保護者・教職員の方などを対象に行う出前講座(e-ネットキャラバン)を全国で開催しています。

また、子育てや教育の現場において保護者や教職員の方に活用いただけるよう、「インターネットトラブル事例集」を今年度も公表しました。自画撮り被害に関する事例など、インターネットに係るトラブル事例の予防および対処方を掲載していますので、ぜひご覧ください。

春は進学や入学で多くの青少年が初めてスマートフォンなどを手にする季節。この機会に親子でインターネットの安心・安全な利用を学んでみませんか？

「e-ネットキャラバン」の開催

- 主催：一般財団法人マルチメディア振興センター
- 協力：総務省および文部科学省
- 時期：随時
- 内容：全国各地の学校などに講師を派遣する「出前講座」を実施
- 目的：インターネットの安全な利用の普及啓発
- 対象：小中高生(小学校3年生以上)、保護者、教職員など
- テーマ：ネット依存・ネットいじめ、ネット誘引(誘い出し・なりすまし)、ネット詐欺などの予防策の紹介

「出前講座」の様子



※スマートフォンなどのフィルタリングの説明に特化した講座(e-ネットキャラバンPlus)もあります。

お問い合わせ先

(e-ネットキャラバン)一般財団法人マルチメディア振興センター
Tel.03-5403-1090 / FAX 03-5403-1092
<https://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

インターネットトラブルの例

～自画撮り写真の交換に端を発した脅迫被害～



好きなアーティストの話題で意気投合した同じ年のVさんと直接やり取りを始めたUさん。やがて、誰にも言えない秘密も打ち明けられる仲になりました。



Vさんの写真が届き、嫌われたくなくて自分の写真を返信した途端、写真付きで秘密をネットに拡散されたくなければ裸の写真を送れと脅されました。

※「インターネットトラブル事例集」(2018年度版)では、上記以外のトラブル事例や、フィルタリングの解説など、豊富な情報を収録しております。ぜひご覧ください。

(インターネットトラブル事例集)

事例集はこちらからダウンロードできます。→



「統計の日(10月18日)」の標語、大募集!

—募集期間:本年2月1日(金)～3月31日(日)—



平成30年度「統計の日」ポスター

※「活用統計、未来の指針」は、平成30年度特選作品です。

総務省では、統計の重要性に対する国民の皆さまの関心とご理解を深め、統計調査に対する国民の皆さまのより一層のご協力をいただくよう、「統計の日」(10月18日)を中心として、統計の重要性について周知広報を行っています。

その一環として、総務省では毎年、「統計の日」の趣旨を踏まえた標語を広く募集しています。入選作品は、その年の「統計の日」のポスターや、全国の自治体における統計調査の環境整備に係る各種広報に活用させていただきます。

総務省は本年も、下記の応募要領のとおり、**2月1日(金)から3月31日(日)の間、「統計の日」の標語を募集**します。

皆さまからのたくさんのご応募をお待ちしております。

「統計の日」標語の応募要領

1 募集部門

- 小学生の部: 小学校の生徒
- 中学生の部: 中学校の生徒
- 高校生の部: 高等学校の生徒
- 一般の部: 上記以外の学生および一般の方
- 統計調査員の部: 統計調査員または登録調査員の方
- 公務員の部: 各府省庁、都道府県、市区町村の職員

2 応募方法

- 所定の応募用紙にて1人5作品まで応募可能です。
 - 所定の応募用紙以外の用紙で応募される場合は、次の記載事項を明記のうえ、応募してください。
- ①部門
 - ②お住まいの都道府県名
 - ③氏名(ふりがな)
 - ④所属・学校名(学年)
 - ⑤電話番号
 - ⑥標語(1人5作品まで)
- ※「一般の部」の場合、④は記入不要です。
 ※「統計調査員の部」の場合、④は「〇〇市統計調査員」などと記載してください。
 ※②～⑤の情報は、応募作品内容の確認や入選時などの連絡・確認のために利用します。
- 応募作品は、自作で未発表のものに限ります。

3 提出方法

- 小学生の部、中学生の部、高校生の部、一般の部は、下記応募先へ電子メール、FAXまたは郵送で提出してください。
- 統計調査員の部は、所属する都道府県または市区町村の統計主管課へ提出してください。
- 公務員の部は、各府省の職員は職場の取りまとめ部署へ、都道府県または市区町村の職員は所属する統計主管課に提出してください。

4 入選作品の決定・発表／表彰

- 入賞作品は、部門ごとに佳作1作品程度、そのうち、特に優秀な作品として特選1作品を決定します。
- 入賞作品は、**本年6月(予定)に発表**します。
- 入選された場合、ご本人(または応募作品の取りまとめ部署など)にご連絡するとともに、総務省のホームページや広報誌などにおいて、作品、所属・学校名(学年)、都道府県名を発表します。
- 入賞者には、**表彰状および副賞を授与**します。

5 著作権

入賞作品の著作権は、総務省に帰属します。

お問い合わせ先(応募先)

総務省政策統括官付統計企画管理室普及指導担当
 〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1

Tel. 03-5273-1144(直通)/ Fax.03-5273-1181

E-mail. toukeinohi@soumu.go.jp

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/info/guide/31toukei_hyougo.html

所定の応募用紙のダウンロードや過去の入選作品の確認はこちらから



地域おこし協力隊全国サミットを開催します

～「地域おこし協力隊」は今年度で創設10周年～



地域おこし協力隊とは

今、多くの地方において人口減少や住民の高齢化が進んでいます。「地域おこし協力隊」は、そうした地域に域外の人材を積極的に誘致し、地域力の維持・強化を図るため、平成21年度に総務省が創設した取組で、今年度で10周年を迎えます。その隊員数は昨年度に4976名、受入自治体数も997団体。任期終了後、隊員の約6割は引き続き同じ地域に定住するなど、地域への定住・定着にも成果を上げているところです。

地域おこし協力隊全国サミット

総務省は、地域おこし協力隊制度の周知とともに、地域おこし協力隊員、元隊員、受入自治体関係者などの交流機会創出のため、平成26年から毎年、地域おこし協力隊全国サミットを開催しています。

「第4回 地域おこし協力隊全国サミット」の様子



パネルディスカッションの様子



協力隊による展示ブースの様子

第5回目となる本年のサミットでは、熊本県公式キャラクター「くまモン」のデザインを手がけた水野学氏による基調講演や、パネルディスカッションなどを実施する予定です。また、地域おこし協力隊員による地域の特産品の販売・展示、隊員の活動内容の報告・展示を行うブースも開設します。

地域おこし協力隊の活動や地域の魅力を知ることができしますので、ぜひご来場ください。

「第5回 地域おこし協力隊全国サミット」の概要

開催日/開催場所: 本年2月24日(日) 13時開会 / ヘルサール渋谷ガーデン(東京都渋谷区)

プログラム

イベント	内容
基調講演	テーマ:「地域×デザイン」 講師:水野学氏(good design company代表) ※基調講演後半には、熊本県東京事務所長の成尾雅貴氏とのトークセッションも予定しています。
パネルディスカッション	テーマ:「災害復興と地域おこし協力隊～協力隊10年の歩みと新たな可能性～」 コーディネーター:阿部巧氏(中越防災安全推進機構 ムラビト・デザインセンター長) パネリスト:現役隊員、隊員OB・OGなどを予定

協力隊による展示

- 地域おこし協力隊などによる地域の特産品や工芸品の販売・展示
- 隊員などの活動内容の報告・展示

お問い合わせ先

(地域おこし協力隊全国サミット事務局)

Tel. 03-3431-7175

E-mail. info@chiikiokoshitai.jp

事前申込、詳細はWebサイトへ!

地域おこし協力隊全国サミット 検索



外国人来訪者や障害者などの安全な避難誘導のために



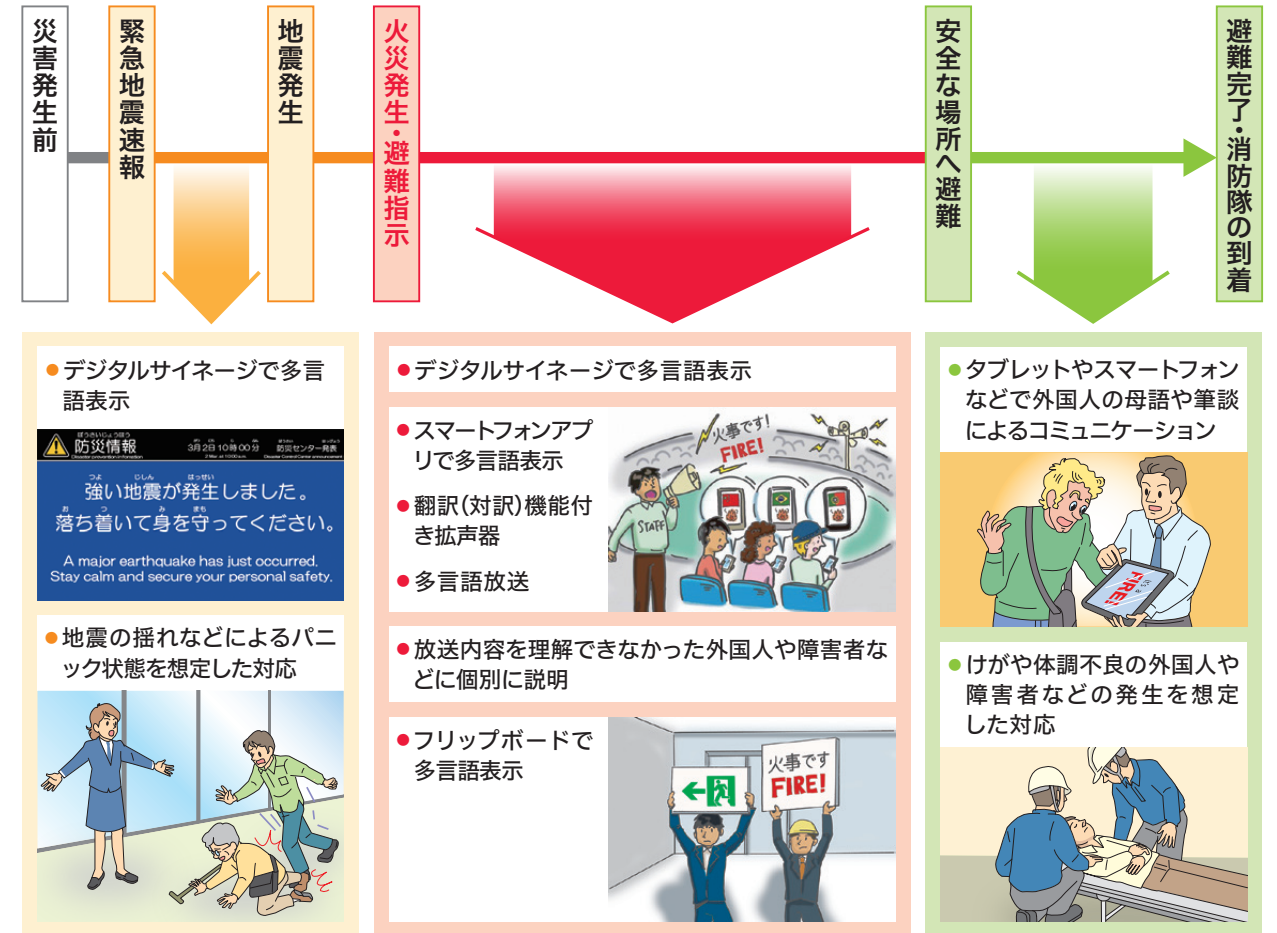
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に際し、国内外から多数の方が駅・空港、競技場や旅館・ホテルなどを利用することが想定されています。

これらの施設では、火災や地震の発生の際、火災報知設備の鳴動や非常放送などにより、施設利用者に情報伝達、避難誘導などが行われることが一般的です。しかし、外国人には日本語音声だけでは災害情報を十分に理解できない場合があることや、障害者などには階段などがある経路では避難が難しい場合があることなど、災害情報の伝達や避難誘導などには様々な課題があります。

そこで、消防庁では、外国人、障害者、心身の機能に支障を有する高齢者などに配慮した災害情報の伝達や避難誘導に係るガイドラインとその手引きを昨年3月に策定し、また、そのガイドラインのポイントを整理したリーフレットを昨年10月より下記ホームページ上で掲載しています。

このガイドラインでは様々な取組例を紹介しています。まずはできることから始めてみませんか？

ガイドラインの主なポイント



消防庁ホームページ

(リーフレット「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」)
https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_21.html

世界にはばたく 総務省

第13回 日ASEAN 情報通信大臣会合の開催

～IoT/AI時代におけるICT分野の ASEAN各国との連携強化～



日ASEAN情報通信大臣会合 渡辺総務審議官とASEAN各国大臣との記念撮影



日ASEAN情報通信大臣会合に出席する渡辺総務審議官

昨年12月6日、インドネシア共和国(デンパサール)において、「ASEAN情報通信大臣会合」の開催に併せて、「日ASEAN情報通信大臣会合」が開催されました。

この会合は、日本とASEAN各国の情報通信担当大臣が一堂に会して、日本とASEAN各国との間におけるICT分野に係る連携施策の年間報告と今後1年間の活動計画などについて協議を行う場です。

2006年の初会合から数えて第13回目となる今回の会合においては、日本代表として出席した渡辺総務審議官がASEAN各国

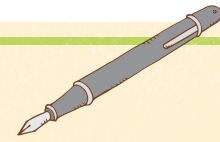
の情報通信担当大臣と協議を行いました。その結果、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて、主に防災、スマートシティ、サイバーセキュリティに係る協力や連携施策を本年重点的に取り組むべきテーマとして取りまとめた活動計画「日ASEAN ICT ワークプラン2019」が策定・承認されました。

また、会合終了後にASEAN各国の情報通信担当大臣が発出した共同声明には、昨年10月に東京において開催された「日ASEAN AI及びIoTに関するシンポジウム」の実施や、昨年9月にタイ王国(バンコク)において設立された「日ASEAN サイバーセキュリティ能力構築センター」に対する支援など、日本がASEANに対して行った協力への感謝とともに、「日ASEAN ICT ワークプラン2019」を支持する旨の文言が盛り込まれました。

総務省は、今回ASEANと合意された内容に沿って、引き続きASEANとのICT分野の連携強化に取り組んで参ります。

編集後記

editorial note



今月号の「地方のかがやき」で紹介した鳥取県八頭郡智頭町取材に行ってきました。

この町は、東京から新幹線などを乗り継いで4時間超の場所であり、町の総面積の9割以上が山林です。江戸時代には、本陣が置かれた宿場(智頭宿)で、鳥取藩最大の宿場だったそうです。

駅に降り立った自分の目に映った智頭町は、周囲を見渡せば山のりや線が見え、澄んだ水が流れる川もあり、日本の原風景に出会えたような懐かしい感じがしました。町内を散策すると、宿場町であった頃を感じさせる町並みで、歴史的建造物もある情緒あふれる景観が広がっていました。

豊かな自然に囲まれ、悠久の歴史を感じる智頭町に心引かれて、移り住むことを決めた方々の気持ちに分かる気がします。

自分も機会があれば、四季折々で変わる智頭町を見てみたいと、特に、豪雪・厳寒期に行われる幻想的な「智頭宿雪祭り」を見てみたいと思っています。

(広報室 みち)

広報誌「総務省」についてのご意見・ご要望は、FAXまたは電子メールでお寄せください
 FAX | 03-5253-5174 E-mail | kohoshi@soumu.go.jp

いつも、身近に。 行政相談!

国の仕事や手続、サービスについてのご相談は、
お近くの行政相談委員、または総務省行政相談センター

総務省行政相談センター

まぐみみ

行政苦情110番(全国共通番号)

0570-090110

インターネットによる行政相談の受付 ⇒ 行政相談受付



総務省・管区行政評価局・行政評価支局・行政評価事務所・行政監視行政相談センター

岡林行政相談委員(高知県高知市担当)
市内の商業施設での行政相談の様子